

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領の新旧対照表（案）

（下線部分は改正箇所）

改定案	現行
<p>政府は（以下略）</p> <p>I～IV （略）</p> <p>V 新型インフルエンザ等対策本部事務局 政府対策本部事務局については、以下のことを基本とする。 政府は、政府対策本部、政府対策本部幹事会、基本的対処方針等諮問委員会の事務を処理するため、<u>新型インフルエンザ等対策本部事務局</u>（以下「政府対策本部事務局」という。）を設置する。 政府対策本部事務局の事務局長は、内閣官房副長官補（内政）、事務局長代行は <u>内閣審議官（厚生労働省医務技監）</u>、事務局長代理は内閣審議官（<u>新型インフルエンザ等対策室長</u>）をもって充て、事務局次長は内閣審議官（<u>厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）</u>）、危機管理審議官、その他必要に応じて、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。政府対策本部事務局の職員は、内閣総理大臣が任命し、内閣官房及び厚生労働省、その他の関係省庁の職員をもって充てる。</p> <p>政府対策本部事務局は、必要に応じ、内閣官房及び関係省庁の課長級の職員により構成する会議を開催するなどにより、情報の集約と協議調整を行う。政府対策本部事務局は官邸対策室と連携して、事態への対処に当たる。</p> <p>VI・（参考） （略）</p>	<p>政府は（以下略）</p> <p>I～IV （略）</p> <p>V 新型インフルエンザ等対策本部事務局 政府対策本部事務局については、以下のことを基本とする。 政府は、政府対策本部、政府対策本部幹事会、基本的対処方針等諮問委員会の事務を処理するため、<u>新型インフルエンザ等対策本部事務局</u>（以下「政府対策本部事務局」という。）を設置する。 政府対策本部事務局の事務局長は、内閣官房副長官補（内政）、事務局長代行は <u>厚生労働審議官（内閣審議官併任）</u>、事務局長代理は内閣審議官（<u>新型インフルエンザ等対策室長</u>）をもって充て、事務局次長は内閣審議官（<u>厚生労働省技術・国際保健総括審議官</u>）、危機管理審議官、その他必要に応じて、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。政府対策本部事務局の職員は、内閣総理大臣が任命し、内閣官房及び厚生労働省、その他の関係省庁の職員をもって充てる。</p> <p>政府対策本部事務局は、必要に応じ、内閣官房及び関係省庁の課長級の職員により構成する会議を開催するなどにより、情報の集約と協議調整を行う。政府対策本部事務局は官邸対策室と連携して、事態への対処に当たる。</p> <p>VI・（参考） （略）</p>

